

黒松内町内における新幹線建設工事発生土の受入希望者募集要領（第2次）

1 趣 旨

平成24年8月に、北海道新幹線新函館（仮称）・札幌間建設工事が起工したことにより、今後、町内の建設工事でトンネル掘削工事等による建設残土が発生（以下「発生土」という。）するため、発生土の受入先が必要となります。

本要領は、発生土の受入先（以下「受入者」という。）の第2次募集に関し、必要な事項を定めるものとします。

2 応募要件

- (1) 黒松内町内において、発生土を受入れできる土地を所有している方。但し、下記に該当する団体等については応募できません。
 - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの。
 - ・法人その他の団体等でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）のうち暴力団員に該当する者があるもの。
 - ・受入申込地に暴力団又は暴力団員の所有地が含まれる箇所。
- (2) 発生土の受入場所の面積が約5,000㎡以上の土地であること。
- (3) 法律や関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続が必要な場合は手続完了あるいは発生土の受入れまでに完了見込みであること。
- (4) 新幹線建設工事の進捗状況に合わせた発生土の受入れが可能な土地であること。
- (5) 受入れする発生土の土質を指定しないこと。
- (6) 町の指導や関係法令等を遵守すること。

3 発生土の概要

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 予定数量 | 約58万㎡ |
| (2) 発生場所 | 内浦トンネル坑口（東川地区） |
| (3) 発生期間 | 現時点では未定 |
| (4) 発生土の状態 | 主にトンネル掘削土 |

4 受入者の選定手続

(1) 受入希望者の登録

町は、申請のあった受入希望者のうち、応募要件に該当する者を候補者（以下「受入候補者」という。）として登録します。

(2) 受入候補者の紹介

町は、登録した受入候補者について、関係書類等を添えて、鉄道・運輸機構に紹介します。

(3) 受入者の決定

鉄道・運輸機構は、町からの紹介があった後、現地確認を行い、受入候補者を決定します。

5 申込手続

発生土の受入希望者は、次の書類を町に提出しなければならない。

(1) 申込書（別記1）

(2) 同意書（別記2）※申込者と所有者が異なる場合のみ提出

6 留意事項等

(1) 必要書類の提出部数は1部とし、受理後は返却しません。

(2) 必要に応じてその他の書類の提出を求める場合があります。

(3) 今回の募集に関して知り得た個人情報、募集の目的以外には使用しません。

(4) 申込手続後に、町及び鉄道・運輸機構が現地確認などのため、立ち入りする場合（写真撮影も含む）がありますので、ご承諾ください。

7 提出先及び提出期限

(1) 提出方法 郵送又は持参により提出してください。

(2) 提出先

（郵送の場合）

〒048-0192 北海道寿都郡黒松内町字黒松内302番地1
黒松内町役場環境政策課

（持参の場合）

〒048-0101 北海道寿都郡黒松内町字黒松内392番地2
黒松内町総合町民センター2階 環境政策課

(3) 受付期間

平成26年8月1日（金）～9月30日（火）

午前8時45分から午後5時30分まで

※但し、土曜日・日曜日及び祝祭日を除きます。

8 問い合わせ先

黒松内町役場環境政策課

電話番号 0136-72-3374 （環境政策課直通）

FAX番号 0136-72-3316